

介護保険住宅改修費  
受領委任払い制度について

横須賀市  
民生局福祉こども部介護保険課  
令和8年3月

## 1 受領委任払い制度を利用するには

受領委任払い制度を利用するためには、実施する旨の届出を行う必要があります。

届出を行った事業者は、受領委任払い制度を利用できない利用者を除き、原則受領委任払い制度のみの利用となります。（※1）

### 【届出の際に提出する書類】

- ①「居宅介護（介護予防）住宅改修費の代理受領に係る届出書」
- ②「住宅改修施工事業者業務概要届出書」
- ③「居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領に係る同意書」

#### ①「居宅介護（介護予防）住宅改修費の代理受領に係る届出書」

事業所名、所在地、代表者名、振込先等の内容に変更があった場合には、届出書の再提出が必要となります。（この場合、②と③も再提出が必要となることもあります。）

#### ②「住宅改修施工事業者業務概要届出書」

この届出書に基づき、「住宅改修費代理受領名簿」を作成します。

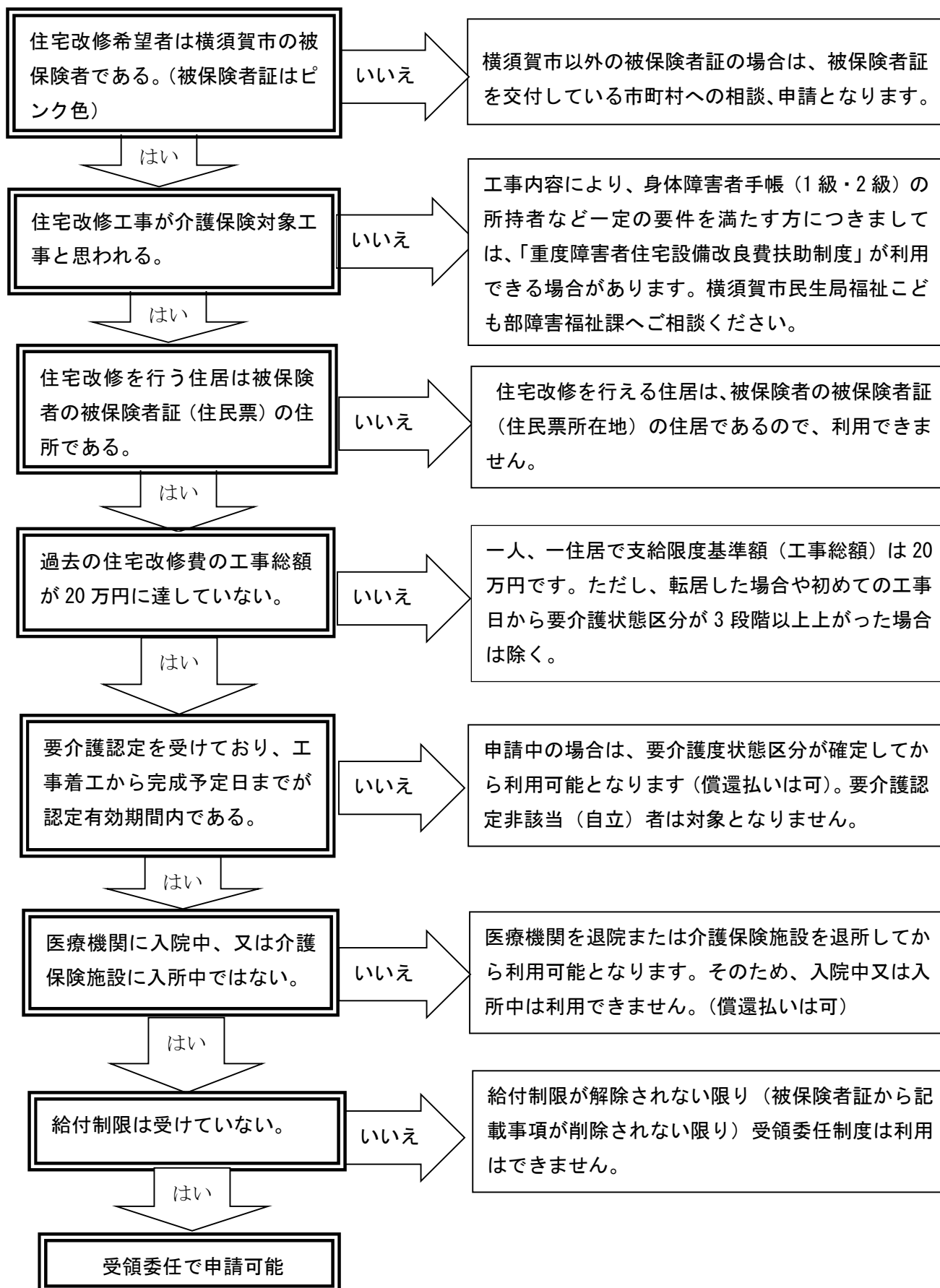
#### ③「居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領に係る同意書」

同意書の項目に違反することがあった場合は、本市の住宅改修費代理受領名簿から削除され、その削除日から2年間その名簿に登録されなくなります。

### 《注意》

- ・一法人（本店）につき複数の支店・営業所を届出する場合には、上記①～③の全ての書類を各支店・営業所ごと提出してください。
- ・法人名、事業所名、代表者名を変更した場合は、上記①の再提出の必要です。
- ・住所、電話（FAX）番号を変更した場合は、上記①の再提出の必要です。
- ・振込先の変更は、上記①の再提出の必要です。

(※1) 償還払いでしか申請できない場合があります。以下のチャートでご確認ください。



## 2 市から所定用紙を交付

届出書を提出後、本市から以下の④～⑦の用紙を交付（メール送信）致します。用紙には皆様の事業所名等が印字されています。以後、その用紙を申請の都度、各利用者に対して使用してください。

※印字の内容について変更があった場合は、横須賀市民生局福祉こども部介護保険課にご連絡ください。変更の届出が必要となります。

※介護保険では、住宅改修施工事業者に対する「指定」制度はありません。届出を行った後、「指定」「承認」等の用語を使用して利用者へ広告宣伝等することはお控えください。

### 交付する書類

④「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書」  
利用者ごとに使用します。

⑤「介護保険住宅改修費の改修事前・事後申請委任状及び同意書」  
利用者ごとに使用します。

⑥「介護保険住宅改修費受領委任払い申請書総括票」  
⑦の申請書の総括票として、月1度、1枚を使用します。

⑦「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）」  
利用者ごとに使用します。

### 【交付までの標準期間】

①～③の届出を受理してから概ね10日程度ほどかかります。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書

フリカナ	カイゴ タロウ	保険者番号	142018
被保険者氏名	介護 太郎	被保険者番号	000△△△△△△△
		個人番号	000000000000
生年月日	明・大・昭 17年11月17日	要介護度等	要支援2
認定有効期間	令和7年12月1日 ~ 令和9年11月30日		
住所	〒238-0000 横須賀市小川町〇〇番地		
住宅の所有者	介護 太郎 本人との関係（本人）		
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 1. 手すりの取付け	業者名	株)よこすか
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 段差の解消	業者連絡先	046-822-XXXX
	<input type="checkbox"/> 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	着工予定日	令和8年3月9日
	<input checked="" type="checkbox"/> 4. 引き戸等への扉の取替え	完成予定日	令和8年3月12日
<input type="checkbox"/> 5. 洋式便器等への便器の取替え			
<input type="checkbox"/> 6. 付帯工事			
改修予定費用	350,000 円	受領委任／償還払いの別	<input type="checkbox"/> 受領委任払い <input type="checkbox"/> 償還払い
代理申請を行う事業所情報	事業所名称	株)よこすか	
	事業所種別	住宅改修施工事業者	
横須賀市長 様 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 令和8年2月24日  〒238-0000  住所 横須賀市小川町〇〇番地  申請者  氏名 介護 太郎  電話番号 046-822-0000  被保険者との関係 本人			

- ・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、平面図、改修前の写真（日付入り）、（受領委任払いの場合には、前記に加えて同意書）を提出してください。
- ・改修を行なう住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

市記入欄

受付番号	—
認定状況	<input type="checkbox"/> 要支援(1・2) <input type="checkbox"/> 要介護(1・2・3・4・5)
給付制限	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(法 条)
事前申請中	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(番号 — ) 申請額 円
リセット	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(転居・要介護度)
支給状況	( )回目 残対象額 円
備考	(支給予定額 円)

決裁	課長	係長	担当者

### 3 事前申請

#### 【提出書類】

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書
- (2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の改修事前・事後申請委任状及び同意書
  - 委任及び同意をもらった日付、被保険者欄に被保険者番号・氏名（印）・住所・電話番号、承認通知書送付先欄のチェックボックスのいずれかにチェックを入れてください。
- (3) 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- (4) 見積書及び工事内訳書
- (5) 住宅等の平面図
  - 住宅の平面図は、申請者の住宅の間取りや寝室、トイレ、浴室等の位置関係、生活動線が確認できるものを提出してください。
  - 住宅敷地内の屋外を工事する場合には、家屋、玄関、門扉、公道などが確認できる書面を提出してください。
- (6) 改修前の日付入り写真
  - 写真は、平面図と比較したときに特定できるように、間取りが分かるように撮影をしてください。
  - 写真は、必ず撮影した日付を入れてください。（カメラの日付機能または紙やボードに「年 月 日」を記入したものを置いて撮影）
  - 暗い場合は、フラッシュや電灯をつけて撮影してください。
  - 手すりの高さの位置を変更する工事をする場合には、現在の高さを示すためにスケールをあてて撮影してください。
  - 段差解消工事の場合、段差にスケールをあてて撮影してください。
  - 戸車の設置・変更工事の場合、現状のレールや戸車が写るように撮影してください。
  - ユニットバス工事の中で介護保険制度を利用する場合、場所の特定のため、改修しない場所（工事前後を比べて変化のない場所）も撮影してください。
  - 写真については、当該工事の状況により、追加を求めることが考えられます。不明な点は、事前に民生局福祉こども部介護保険課給付係（Tel046-822-8253）までお問い合わせください。
- (7) 住宅所有者（敷地内の屋外を工事する場合には土地所有者）の承諾書（本人、家族の持ち家でない場合のみ）

#### 4 介護保険住宅改修承認通知書を交付

事前申請後に介護保険住宅改修承認通知書を申請者（被保険者本人）または  
施行業者あてに郵送致します。通知書の発行は原則 10 日程度で行います。承  
認通知書が到着したことを確認してから工事を着工してください。

※通知書発行後に、利用者の希望により工事内容を変更・中止する場合や、  
工事内容が変更となる場合は、必ず民生局福祉こども部介護保険課（046-  
822-8253[直通]）へご連絡ください。

#### 5 承認番号について

令和 8 年 2 月 24 日より横須賀市は、介護保険システム標準化に移行しまし  
た。これにともない、住宅改修の申請関連書類も介護保険標準化システムに即  
した様式に変更しました。

承認通知書の「事前承認番号」欄にシステム番号（10 ケタ）が自動印字され  
るようになりましたが、横須賀市は今後も「7 - 1 2 3」の形式の承認番号を  
従前の通り使用いたします（ハイフン前の「7」は和暦の年度を示し、ハイフ  
ン後の数字「123」が個々の申請の承認番号を示します）。

この番号は、「事前承認番号」欄の傍らに手書き（下記赤枠内参照）いたし  
ますので、事後申請書の記入や問い合わせの際には、手書きの番号をお伝えく  
ださいますようよろしくお願いいたします。

令和 8 年 3 月 5 日

横須賀市  
〒230-0000 横須賀市  
横須賀市  
上地 克明

介護保険住宅改修（介護予防）住宅改修承認（不承認）通知書  
令和 8 年 3 月 4 日に申請のありました介護保険住宅改修（介護予防）住宅改修の承認については、次のとおり  
決定しましたので通知します。

被保険者番号	0000	被保険者氏名	
受付年月日	令和 8 年 3 月 4 日	決定年月日	令和 8 年 3 月 5 日
工事の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 2. 段差の解消 <input type="checkbox"/> 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 4. 引き戸等への扉の取替等 <input type="checkbox"/> 5. 洋式トイレ等への便座の取替等 <input type="checkbox"/> 6. 付帯工事		
施工業者名			
承認可否	承認		
事前承認番号	2025005170	7 - 1 2 3	
改修予定額	200,000 円	自己負担額（税別）	200,000 円
支給対象予定額	180,000 円	自己負担予定額	20,000 円
不承認の理由			
備考	*本通知書は、変更したものではありません。本通知書については、工事完了後に申請者様及び関係機関 （介護保険課）へお送りいたします。*改修後の保証（自付入り）を記載していただきます。		

申請内容（工事内容・箇所等）を変更する場合や工事の全部または一部を中止する場合には、事前に市にご連絡ください。  
利用者負担分について、本通知書記載の支給予定金額にかかわらず、領収日時点の負担割合となります。

（お問合せ先）  
介護保険課 給付係  
住 所 238-850 横須賀市横須賀中町1丁目1番地  
電話番号046-822-8253

不届の申請と取消等の場合について  
1 この通知書に記載されている内容について不届があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して  
3か月以内、横須賀市介護保険審査会（〒231-0588横須賀市中央日本大通1）に対して審査請求をすることが  
できます。  
（介護保険法第183条第1項）  
2 この審査請求に対する成立があり、なお不届があるときは、撤消があったことを知った日の翌日から起算して  
6か月以内、審査請求を相手として（訴訟において 横須賀市が相手とする場合は横須賀市長となります。）処分  
の取消を請求することができます。（介護保険法第191条第6号）  
3 処分取消の請求は、審査の審判請求に対する裁決を受けた後でなければ認められないことをとさせていただきますが、  
次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を待たずに処分取消の請求を提起することができます。  
ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がされないとき  
イ 処分取消の請求又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき  
ウ その他裁決を待たないにつき正当な理由があるとき

# 居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払申請書総括票

（令和 8 年 4 月申請分）

令和 8 年 4 月 30 日

（あて先）

横須賀市介護保険課長

下記件数の通り申請書を送付いたします。

改修件数		保険給付額（＝受領委任額） （単位 円）
介護予防		
要介護		
<b>合 計</b>	<b>3</b>	<b>230,000 円</b>

\*合計額のみ記入して下さい。「介護予防」「要介護」欄は空欄で結構です。

住宅改修事業者名	株) よこすか
所在地	〒238-0000 横須賀市小川町11番地
電話番号	046-822-4000



給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	金融機関名			本・支店名
	横須賀銀行			猿島
	金融機関コード	店舗コード	種目	口座番号
	□△□△	□□□	普通	○○○○○○○○
	フリガナ	カ) ヨコスカ		
口座名義人	株式会社よこすか			

保険者事務処理 欄

施工事業者	<input type="checkbox"/> 代理受領届出書未提出 <input type="checkbox"/> 事前申請無し <input type="checkbox"/> 工事内容を無断変更
被保険者	<input type="checkbox"/> 認定切れ・認定なし <input type="checkbox"/> 変更・更新申請中 <input type="checkbox"/> 支給限度額 (20 万円) 超 (既申請金額                      円) <input type="checkbox"/> 給付制限中 (法    条) <input type="checkbox"/> 入院・入所中
添付書類	<input type="checkbox"/> 居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給事前申請書 (受領委任) <input type="checkbox"/> 工事内訳書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 領収書 (            ) 割 (自己負担額) の写し <input type="checkbox"/> 住宅改修が必要な理由書 <input type="checkbox"/> 完成前・後が確認できる書類 (写真等) <input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書 (本人・親族以外)
備考	

## 6 事後申請

- 提出は1ヶ月毎に月末締めとし、当該月の月末までに（月末が休日の場合は最終開庁日）、利用者毎に事後申請必要書類をまとめ、総括票をつけて提出してください。
- 工事は完了したが書類が整わない場合は、翌月に提出してかまいません。領収年月日から2年経過すると申請する権利が消滅します。
- 区分変更申請中に事前申請を行った場合には、認定の結果が確定してからでないとして事後申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

### 【提出書類】

#### (1) 介護保険住宅改修費受領委任払い申請書総括票

総括票は提出の際の表紙となります。申請月、提出年月日、合計件数、合計金額を記入してください。

#### (2) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）

- 申請者（受領委任事業者）の押印欄には、会社等の代表者の印（または代表権を有する者の苗字の印）を押してください。
- 申請書記入後に誤りに気づき申請書を訂正する場合には、修正液やテープを使用しないでください。申請項目によっては、被保険者の印で修正する必要がある場合がございますので、ご不明の点はお問い合わせください。
- 委任欄の修正（申請書下段「上の事業所に居宅介護（予防）住宅改修費の請求及び受領を委任します」）については、被保険者の印以外で修正できませんので、ご注意ください。
- 「実際に要した改修金額（A）欄」には、工事全体の金額を記入して下さい。承認通知書記載の支給限度額（20万円）ではありません。

#### (3) 利用者自己負担額分の領収書のコピー

- 領収書のあて名は被保険者で作成してください。負担割合については、領収日時点の負担割合が適用されます。

#### (4) 工事後の写真（日付入り）

- 工事後の写真は、工事前の写真と同一アングルで撮影してください。
- 暗い場合は、フラッシュや電灯をつけて撮影してください。
- 手すりの高さの位置を変更する工事をする場合には、工事後の高さを示すためにスケールをあてて撮影してください。
- 段差解消工事の場合、工事後に残った段差にスケールをあてて撮影してください。住宅改修により段差が全くなかった場合のみ、スケールあては不要です。
- 戸車の設置・変更工事の場合、工事後のレールや戸車が写るように撮影してください。

- ユニットバス工事の中で介護保険制度を利用する場合、①事前に撮影して頂いた写真と同一アングルで、②工事をしない変化のない場所（窓の外の景色や廊下）とユニットバスの事前・事後写真と共に撮影してください。その際には、③平面図から当該場所の特定ができるように少し引いて全体が分かるように撮影してください。
- 写真については、当該工事の状況により事後申請の際に追加を求めることもありますのでご了承ください。

## 7 支出決定

提出書類を審査後、書類を受理した翌月最終木曜日（最終木曜日が閉庁日の場合は、前営業日）に、届出書に記載された口座に申請された給付額を振り込みます。また、介護保険受領委任払支給決定通知書を事業者様宛に送付致します。